

令和6年4月3日

令和6年度「春の動物ふれあいフェスティバル」開催期間中の出店募集について

令和6年度「春の動物ふれあいフェスティバル」開催期間中の出店について、以下のとおり募集しますのでご案内いたします。

1 イベント期間

令和6年6月2日（日）午前9時から午後4時30分まで

2 イベント施設

(1) ビジターセンター前広場 5小間（飲食のみ）

(2) 森のステージ広場前 3小間（飲食以外）

※小間数の配置については、区画図をご覧ください。

3 使用料

1小間につき1日当たり1,880円（消費税含む。）

4 申請から出店までの流れ

(1) 出店申し込みについて

出店希望者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア イベント施設使用許可申請書

イ 出店時の店内配置図

ウ 出店時の感染症拡大防止対策に関する書類（マスク着用やアルコール消毒の設置等）

エ 営業許可証（物品の販売の場合は不要）

以上の書類を4月3日（水）から5月3日（金）までに提出してください。動物園管理事務所へ持参する場合は、毎日午前9時から午後4時までとします。また、郵送の場合は、最終日まで必着で提出してください。

(2) 説明会および抽選会の開催

日 時 5月9日（木） 午後4時

会 場 大森山動物園管理事務所ミルヴェ館 研修ホール

内 容 出店に当たっての注意事項および使用区画の抽選の実施

(3) 使用料の納付期限

抽選会終了後、動物園が発行する使用料の払込書により、5月24日（金）までに最寄りの秋田市指定の金融機関に納付してください。

(4) 使用料の納入を確認後、使用許可書を発行します。

5 その他

(1) 申請は4(1)のとおり受け付け、抽選会において使用区画を抽選の上、出店者を決定します。

(2) 食品を取り扱う場合は、秋田市保健所に相談の上、出店の際は営業許可証を掲示してください。

(3) 感染症拡大等により動物園側から中止の要請があった場合は、承諾し、速やかに対応してください。（事前準備などで経費がかかっている場合であっても、補償対応はしません。）使用料を既に納めていただいている場合は、その全額または一部をお返しします。

(4) 出店の際は、動物園の指示に従ってください。指示に従わない場合は、次回からの出店をお断りします。